

令和5年度 市民税・県民税 税額決定通知書 納 稅

納税者 住所・氏名

賦課地

問い合わせ番号

通知番号

お問い合わせの際は、上記の問い合わせ番号をお伝えください。

問い合わせ先

○課税内容に関すること

市民税課 電話 095-829-1427(直通)

○納付に関すること

収納課 電話 095-829-1130(直通)

■ 納付場所について

同封の納付書で、納付書裏面に記載の金融機関等にて納期限までに納付してください。

■ 納付書の取り扱いにご注意ください

納付書は、機械による読み取りの関係で通知書にとじています。

下記のとおり決定しましたので、
の2及び第321条の7の5の規定に

年税額(① + ② + ③)

- ① 給与から特別徴収される税額
- ② 公的年金から特別徴収される税額
- ③ 普通徴収により徴収する税額
- ④ 所得割額から控除することができなかった額又は株式等譲渡所得割額の控除額
- ⑤ 充 当 額 (※)
- ⑥ 還付額(④ - ⑤) (※)

期別	納 期
第1期	令和5年6月15日～6月30日
第2期	令和5年8月15日～8月31日
第3期	令和5年10月15日～10月31日
第4期	令和6年1月15日～1月31日

(※1)「④所得割額から控除することができなかつた額」のうち、市民税・県民税に充てられる額

(※2)「⑥還付額」欄に記載のある金額は、後納付する場合の控除額

(※3) 納期前であっても納付することができます。